

様式第 7 号（第 8 条関係）

伊予市入札監視委員会定例会議（第 1 回）議事概要

開催日時及び場所		令和 8 年 8 月 2 5 日（火）午後 2 時 0 0 分 伊予市役所 2 階 会議室 1	
出席委員の氏名及び職業		委員長 氏家 勲（N P O 法人愛媛県建設技術支援センター 理事長、愛媛大学大学院 名誉教授） 副委員長 西田 和真（西田和真税理士事務所 税理士） 委員 佐藤 清志（佐藤法律事務所 弁護士） 委員 北田 隆（北田隆事務所 公認会計士）	
対 象 期 間		令和 7 年 1 0 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日	
抽 出 案 件		総件数 5 件	（備考） 抽出方法 入札契約方法別に無作為に案件を抽出。 西田副委員長が案件を抽出。
内 訳	一般競争入札	2 件	
	指名競争入札	1 件	
	随 意 契 約	2 件	
委員会からの意見・質問と それに対する回答等		意見・質問	回答等
		別紙のとおり	別紙のとおり
委 員 会 意 見 の 内 容		無作為に抽出した 5 案件の入札及び契約手続き等について、疑問点や不明点に関する意見・質問に関して、納得のいく合理的な回答がなされ、入札監視委員会の審議結果としては、入札及び契約手続きが適正に執行・運用されていることに疑義は無いと考える。	

伊予市入札監視委員会定例会議議事概要別紙（事案No.1）

契 約 方 法	一般競争入札		
件 名	伊予鉄道郡中港駅前ポケットパーク整備工事		
履 行 場 所	伊予市米湊地内		
種 別	建築		
概 要	ア 屋根新築工事 （鉄筋コンクリート造、平屋建て、A＝66.30㎡） イ 外構工事 （舗装・排水・囲障その他・ベンチ設置・植栽・撤去工事、 A＝467.43㎡） ウ 国道歩道部整備工事 （舗装・排水・撤去工事、A＝142.5㎡） ※上記の建築主体及び電気・機械設備工事		
意見・質問		回 答	
・低入札価格調査が必要となる目安の割合（計算方法）を教えよ。 ・「伊予市内に本店を有する者」とする具体的な数値基準や工事内容基準は何か。 ・地域の範囲を広げたほうが入札参加者が増えるのでは。 ・多額の契約金額であること、また入札参加資格を広げたにもかかわらず入札参加者が少なかった理由は何か。 ・工事の内容が特殊というような事情があるのか。 ・入札者はそれぞれ何等級の事業者であったか。		・伊予市低入札価格調査要領に基づき調査を実施することとしており、3,000万円以上の工事において調査基準価格を設定、計算方法は要領別表1に定めている。 ・数値基準や工事内容に係る基準はないが、伊予市競争入札参加者指名協議会設置要綱第5条第4項において、指名基準の具体的な留意事項として地理的条件を示している。 ・地元事業者の育成や地域活性化の観点及び、指名基準で定める業者数を確保することから「伊予市内に本店を有する者」とした。 ・詳細な理由は不明であるが、技量が必要な手間のかかる工事が多く、また、国道歩道部整備等土木工事が一部あり、利益率が低いと判断され敬遠されたのではないかと推測している。 ・工事内容は、ポケットパーク整備に係るコンクリート製の屋根新築、外構工事及び歩道部改修であり、本入札案件に該当する事業者で十分施工できるものであるが、建築意匠性の高い屋根構造の特殊な仕上、近接する伊予鉄道や国道との協議調整が必要なことも要因の一つと考えられる。 ・応札した2者ともにA等級である。	

伊予市入札監視委員会定例会議議事概要別紙（事案No.2）

契 約 方 法	一般競争入札		
件 名	国補第3001号市道栗田座呂峰線道路災害復旧工事（1期工事）		
履 行 場 所	伊予市中山町栗田地内		
種 別	とび・土工・コンクリート		
概 要	復旧延長 L＝300.3m 道路幅員 W＝3.00～4.02m 高強度ネット工 A＝1,270㎡ 集水井工 N＝2基 集水ボーリング L＝3,015.9m 排水ボーリング L＝74.8m		
意見・質問		回 答	
・そもそも本工事について、簡易型総合評価落札方式を採用した理由は何か。 ・施工体制確認及び低入札価格調査の具体的な内容を教えよ。 ・資料2－⑤、63頁第3条の低入調査要領第5条に示す書類とは具体的にどのようなものか。 ・品質確保や安全対策、下請けへのしわ寄せ等どのような根拠で確認したのか。 ・施工体制確認点を10点とした採点方法を教えよ。		・本市でも類を見ない大規模な災害復旧工事であり、1期工事の重要性を鑑み、工事の品質をより確保する必要があると判断し、施工能力や工事の効率性、安全性など、価格と技術力、実績等の両面で総合的に落札者を決定する「簡易型総合評価落札方式（実績確認型）」を採用した。 ・「品質確保の実効性」「施工体制確保の確実性」に係る資料の提出を求め、確認事項を提出書類、ヒアリングにより審査し評価を行っている。また、低入札価格調査においても必要書類を提出させ、ヒアリングを行い契約の内容に適合した履行がなされるか調査している。 ・低入札価格調査要領第5条第2項に示す調査項目に関するもので、詳細な工事内訳書、その価格により入札した理由、経営状況、下請予定の状況等の13項目が低入札価格調査に必要な書類である。 ・各要領で定められている調査項目について、内訳明細書、下請け業者からの見積書等提出された書類の審査及びヒアリングにより、設計内容と突合して確認を行った。 ・確認項目毎に評価を行い、その評価数に応じて採点している。本件については、「品質確保の実効性」5点（良）、「施工体制確保の確実性」5点（良）合計10点であった。	

・総合評価における評価点の内訳を他社と比較して教えよ。 ・資料1－②の「評価項目等（実績確認型）」は、入札参加者に項目・算式を事前開示もしくは、評価結果を事後に開示されているのか。 ・議会の議決に際しては、当該事業者が低入札価格による入札であったことや、これに対する調査内容等を議会に対しても示すのか。 ・予定価格の80％台以下の入札結果となっており、予算執行効率は良いと思われるが、直近の物価高騰、人件費アップに予定価格は対応できているのか。	・評価点の内訳は別紙の評価値算出表のとおりである。落札業者においては、加算点で2番目の評価であった。 ・入札公告にて事前に開示している。また、評価結果は、入札者ごとの入札価格及び評価値を事後公表している。 ・議案上程での説明において、入札結果一覧表を示している。本件に関しては、議会常任委員会（民生産業委員会）にて、入札経緯、低入札価格調査内容について説明を実施した。 ・設計で使用している公共歩掛、単価及び見積価格については、最新のものを採用しており、予定価格算定は問題ないと考えられる。なお、予想することができない特別の事情による賃金等の急激な変動が生じ、請負金額が著しく不適当となった場合は、協議により変更ができるものとしている。
--	--

伊予市入札監視委員会定例会議議事概要別紙（事案No.3）

契 約 方 法	指名競争入札
件 名	林道石畳上灘線災害復旧工事
履 行 場 所	伊予市双海町上灘地内
種 別	土木一式
概 要	復旧延長 L = 1 1 4 . 2 m ・盛土工 V = 6 , 4 0 5 m³ ・グラウンドアンカー工 N = 1 6 本 ・ボーリング暗渠工 L = 1 1 6 . 0 m ・重力式擁壁工 V = 9 2 . 4 m³ ・大型かご枠工 L = 2 5 7 . 0 m ・かご枠工 L = 5 5 7 . 0 m ・コンクリート路面工 A = 4 0 0 . 0 m² ・U型側溝工 L = 8 6 . 5 m ・ガードレール設置工 L = 9 1 . 4 m
意見・質問	回 答
・一般競争入札ではなく指名競争入札とした理由は何か。 ・参考資料では指名業者数が9者となっているが、10者の指名が可能なのか。 ・入札辞退者が7者と多いが、本件工事は難易度の高いものなのか。また、それ以外に考えられる理由はあるか。	・林道の崩壊により通行できない状況から、早期に復旧工事に着手し完了させる必要があったため、一般競争入札に付す時間的余裕がないものと判断し、指名競争入札とした。 ・要綱第5条第2項の指名の基準により、「契約の種類に応じて定める指名業者数以上の参加者を指名すること。」と定めているため、10者の指名とした。 ・工事内容は一般的な土木工事であるが、盛土工法を採用していることから利益率が低いと判断されたのではないかと、また、本現場は林道災害であることから奥地での施工となり、資機材の運搬経路が限られるなどの現場条件が悪いことが辞退理由として考えられる。なお、11月の発注であるが、工期延長について協議により対応可能としていることから、工期によるものが要因とは考えていない。

伊予市入札監視委員会定例会議議事概要別紙（事案No.4）

契 約 方 法	随意契約
件 名	伊予市放課後児童健全育成事業運営業務
履 行 場 所	伊予市米湊外地内
種 別	その他業務
概 要	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、適切な遊び及び生活の場を与え、家庭や地域等と連携のもと、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図ることを目的に、伊予市が設置する放課後児童クラブを運営する。
意見・質問	回 答
・プロポーザルの参加者は何者であったか。 ・プロポーザルに参加可能な組織力を有する事業者を何者見込んでいたか。 ・プロポーザルの審査委員の構成を教えよ。 ・各審査員におけるプロポーザル参加者に対する採点結果を教えよ。 ・プロポーザルの審査内容（事業内容、価格の適切性等どのように検討したか）を教えよ。 ・当事業の最終的な成果評価はどのように行うのか。 ・延長保育利用料の受取現金の管理状況を教えよ。（不正が発生しないような管理体制の構築等、手続きを具体的に）	・3者である。 ・参考見積を5者から徴取していたため、5者程度を見込んでいた。 ・委員長1名（市民福祉部長）、副委員長1名（総務部長）、委員3名（企画振興部長、教育委員会事務局長、子育て支援課長）の計5名である。 ・委員5名によるプロポーザル参加者に対する採点結果は、落札業者415点、A社405点、B社384点であった。（500点満点） ・別表に示す評価基準に基づき審査を行った。価格については、提案内容と見積書の内訳金額を照合して適切か判断し、かつ公募前に庁内で規定した計算式により審査した。 ・本事業は、放課後児童の健全育成と保護者の仕事・子育ての両立支援を目的として実施しており、例月・年度末報告や利用者アンケート等を通じて、待機児童数や利用者の満足度、運営状況を随時評価・検証している。 ・1ヶ月の延長保育利用回数を月末に集計後、保護者負担金と合わせて翌月に口座引き落としにより集金しており、現場の支援員等が現金を取り扱わない仕組みとしている。なお、集金した延長保育料は、受注者の本社経理担当が適切に会計処理しており、不正等は発生しない仕組みであると認識している。

伊予市入札監視委員会定例会議議事概要別紙（事案No.5）

契 約 方 法	随意契約		
件 名	伊予市物価高騰対策商品券事業取扱店舗管理及び換金業務		
履 行 場 所	伊予市地内		
種 別	その他業務		
概 要	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、国の重点支援交付金を活用し、必要な支援を速やかに行うとともに、市内事業者における消費喚起を促進するため、商品券取扱店の募集・登録と使用された商品券の回収・換金業務を円滑かつ適正に実施する。		
意見・質問		回 答	
・配布予定の商品券の総額を教えよ。 ・随意契約以外の一般競争乃至指名競争入札にすることは不可能であったのか。		・173,000,000円である。 ・本業務は、物価高騰の影響を受ける生活者を支援する緊急性の高い業務であり、迅速な実施が求められていることから、市内の商品券取扱店舗を網羅的に把握していること、過去に同種業務の実績を有していること、市内に換金対応が可能な事務所を有していることなどを要件として事業者を選定した結果、これらの要件を満たし、迅速かつ確実に業務を実施できる事業者は当該事業者のみであり、競争入札に付することは困難であると判断した。	
・業務の内容から随意契約での委託とせざるを得ないかもしれないが、委託料のうち商品券配布額はどの程度の割合となるのか。 ・随意契約とすることによって、不当・割高な金額設定となっていないか。		・委託料のうち約98%が商品券の原資分である。 ・契約金額については、過去の同種業務の実績を踏まえて、事務量や取扱店舗数、換金件数等を勘案して積算しており、予定価格の範囲内であることから、不当・割高な金額設定ではないと認識している。	
・使用済み商品券は穿孔処理やスタンプ押印等消し込み処理ををしているが、実際の処分方法はどのようになっているか。また、市として処理の適切性や枚数等を再度確認しているのか。		・使用済み商品券は、商品購入時に取扱店が所定の押印を行い、換金後に穿孔機による穴あけ処理を実施している。処理枚数については、受注者に毎月の報告を義務付けており、処理方法の適切性については、業務途中に提出された	

	写真により確認済みである。業務終了後には、完了検査を実施し、報告された内容と実際の処理状況との整合性を改めて確認する予定である。
--	--